

JIS

石油製品一
オクタン価，セタン価及びセタン指数の求め方一
第4部：セタン価

JIS K 2280-4 : 2013

(PAJ)

平成 25 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	土 肥 義 治	公益財団法人高輝度光科学研究センター
(委員)	穴 澤 秀 治	一般財団法人バイオインダストリー協会
	今 井 勇	日本ゴム工業会
	植 田 新 二	一般財団法人化学物質評価研究機構
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	岡 崎 雅 之	公益社団法人自動車技術会 (株式会社本田技術研究所)
	香 山 茂	一般財団法人化学研究評価機構
	佐 藤 浩 昭	独立行政法人産業技術総合研究所
	高 橋 俊 哉	一般社団法人日本塗料工業会
	田 和 健 次	石油連盟
	廣 岡 隆	独立行政法人住宅金融支援機構
	松 永 孝 治	日本プラスチック工業連盟
	松 永 直 樹	拓殖大学
	松 本 芳 彦	一般社団法人日本化学工業協会
	森 川 淳 子	東京工業大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.12.20

官 報 公 示：平成 25.12.20

原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 TEL 03-5218-2302)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 土肥 義治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験の原理	3
5 試薬及び標準物質	4
6 試験器	4
7 試料の採取方法及び調製方法	7
8 試験用エンジン及び計測機器の基本設定並びに標準運転条件	7
9 試験用エンジンの点検及び適合性試験	12
10 試験の手順	13
11 計算方法	15
12 結果の表し方	15
13 精度	15
14 試験結果の報告	16
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	17
解 説	20

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟（PAJ）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 2280:1996** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS K 2280 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS K 2280-1 第 1 部：リサーチ法オクタン価

JIS K 2280-2 第 2 部：モータ法オクタン価

JIS K 2280-3 第 3 部：過給法オクタン価

JIS K 2280-4 第 4 部：セタン価

JIS K 2280-5 第 5 部：セタン指数

石油製品— オクタン価、セタン価及びセタン指数の求め方— 第4部：セタン価

Petroleum products—Determination of octane number, cetane number and calculation of cetane index—Part 4: Cetane number

序文

この規格は、1998年に第3版として発行されたISO 5165を基とし、国内の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

1 適用範囲

この規格は、ディーゼル燃料の15～100の範囲のセタン価を求める方法について規定する。ただし、燃料噴射ポンプに流れていかない高粘度試料、又は噴射ノズルの吐出を妨げるような試料には適用しない。

この規格は、合成燃料、脂肪酸アルキルエステルなどの燃料にも用いることができる¹⁾。

注記1 通常行われる試験のセタン価の測定範囲は、30～65である。

注記2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 5165:1998, Petroleum products—Determination of the ignition quality of diesel fuels—Cetane engine method (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

注¹⁾ 実用エンジンにこれらの燃料を用いた場合、どのような影響を与えるかの詳細については、分かっていない。

警告 この規格は、危険な試薬、操作及び試験器を用いることがあるが、安全な使用方法を全てに規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 0114 ガスクロマトグラフィー通則

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS K 2251 原油及び石油製品—試料採取方法